

## 愛知県立大学学芸員課程履修規程

第1条 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、日本文化学部歴史文化学科の学生で学芸員の資格を得ようとする者の履修科目及び履修方法については、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）によるほか、この規程の定めるところによる。

第2条 学芸員資格を取得するためには、別表に定める全ての必修科目の単位及び選択科目から12単位以上を修得し、卒業しなければならない。

第3条 この課程の授業科目の履修により修得した単位のうち、日本文化学部履修規程による授業科目と同一の授業科目の単位は、卒業単位に算入する。

第4条 第1条に規定する学科以外の学生は、同条による学生の履修に支障のない範囲において、第2条に規定する履修方法により取得することができる。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の学芸員課程履修規程の規定は、平成24年度以降の入学者（再入学又は転入学をしたものを除く。）から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の学芸員課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成26年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成26年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の学芸員課程履修規程（以下「新規程」という。）は、平成29年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学芸員課程履修規程（以下「新規程」という。）は、令和3年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表

(必修科目)

法律で定める科目	単位	本学の開設科目	単位
生涯学習概論	2	生涯教育*	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2
博物館実習	3	博物館実習(事前事後指導)	2
		博物館実習	1

\* 他学部科目

(選択科目 \*\*)

本学の開設科目	単位
日本文化史 I	2
日本文化史 II	2
日本美術史	4
日本考古学	4
日本民俗学	2
歴史文化資料学(歴史) I	2
歴史文化資料学(歴史) II	2
歴史文化資料学(文化) I	2
歴史文化資料学(文化) II	2
歴史文化資料学(社会) I	2
歴史文化資料学(社会) II	2
近世文書演習	4
古代・中世文書演習	4
資料調査法	4
文化人類学総論	4
文化交流史	2

\*\* 上記から12単位以上を修得する